

Title	菟玖波集の本文について：新出の素眼本巻十五と急雨亭文庫本(渡辺本)の考察
Sub Title	A philological study of Tsukuba-shu : focusing on the study of volume 15 of the Sogan-manuscript and the Watanabe-manuscript in the collection of Kyūutei Bunko
Author	小川, 剛生(Ogawa, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2022
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.123, No.1 (2022. 12) ,p.13 (216)- 29 (200)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	屋名池誠教授退任記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-01230001-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

菟玖波集の本文について

—新出の素眼本巻十五と急雨亭文庫本（渡辺本）の考察—

小川 剛生

一、はじめに

菟玖波集は、二条良基が撰んだ連歌集である。救済ら周辺の連歌師とともに、延文元年（一三五六）夏頃より本格的な編纂が開始され、二年春にほぼ完成したと考えられている。和漢両序を備え、四季・恋・雑にわたる二十卷からなる、堂々たる撰集である。前句・付句を一句として数えれば、総句数は約二一五〇句となる。そして閏七月十一日、後光厳天皇の綸旨によって勅撰和歌集に准じられたのである。

成立した連歌撰集は、上古から当代までの連歌の展開を俯瞰することになり、これまで言い捨ての遊戯であった連歌を、文芸として自立させたばかりか、社会的地位を高め、和歌に伍するまでにした。菟玖波集は、和歌史でいえば、万葉集と古今集とを併せたような位置にあり、その名は高校の国語教科書にも登場する。

しかし、その内容となると、一般の読者はおろか、研究者にとつても身近であるとは言い難い。手に取れる最新の全注釈は福井久蔵による日本古典全書本である¹⁾。研究の到達点は一九五〇、六〇年代に発表された金子金治郎の論攷である。こ

れを集成した『菟玖波集の研究』⁽²⁾は、伝本・成立・構造といった基礎的問題より始めて、句風・撰句資料・作者に及ぶ、総合的研究である。しかし、その名著も刊行から六十年近くが経過した。この間、連歌研究が低調であったわけではないが、菟玖波集への関心は相対的に低くなってしまい、論文数なども寥寥たるものがある。同じく中世の重要な撰集として、新古今集はもちろん、十三代集と比較しても、いかにも不遇である。

このような現状ではあるが、著者は、近年、内乱期の勅撰集としての性格、また北朝を支える良基の立場から、菟玖波集の成立を考察したり、撰集資料である小槻量実句集（早稲田大学図書館蔵）を調査したりしている。⁽³⁾その過程で、成立に関わる史料もいくつか見出された。そろそろ、再検討に着手してよい時期であろう。

課題のうち最も根幹的なものは、本文批判であろう。菟玖波集は古写の善本に恵まれず、完本はすべて江戸前期以後の書写であった。それらはきわめて誤脱誤写が多く、そのままでは繙読に堪えない。このため、写本の書写者はしばしば他本の校合を試みている。戦前の福井久蔵編『校本菟玖波集新釈』⁽⁴⁾は、学習院大学蔵阪家本を底本に四〇本近くの写本を対校しているが、底本は江戸末期の書写でとくに善本でもないもので、校訂には限界があった。

金子は、伝本を第一類（素眼本系統諸本）・第二類（流布本系統諸本）・第三類（聖光明院識語本系統諸本）に分類した上で、第二類・第三類に対して第一類が正しい本文を持つことを述べた。さらに、巻十四・二十のみの零本ながら、南北朝期の書写である伝素眼法師筆本（以下「素眼本」とする）を見出し、この本こそが第一類本の祖本であると示した。この素眼（素阿）は良基周辺の連歌師の一人で、編纂にも携わった可能性が高い。検討の結果、よし素眼の真筆ではなかったとしても、素眼本は「奏覧を経た完成本の形を伝え」ており、諸本のうちで「成立に最も近い時期の書写であり、証本とするに足る善写本である」⁽⁵⁾と結論したのである。

さらに、第一類本の完本として、広島大学蔵本（以下広大本）⁽⁶⁾と渡邊功氏蔵本（以下渡辺本）。現在は急雨亭文庫蔵、大分県立歴史博物館寄託。後述）が現存することを突き止め、比較の結果、拠るべき本文として広大本を全文翻刻した。⁽⁷⁾金子の方法は極めて周到堅実で、結論も首肯される。

ただ、広大本もはるかに後世の書写であり、かつ第二類本のような流布本と校合された形跡もあり、素眼本とはおのずと距離がある。連歌で使われる語彙は和歌よりもずつと豊かで、当時の口語・俗語にも及ぶ。解釈には一字の異同でも忽せにはできない。この点でも素眼本の意義は大きい。当然、卷十四（横山重旧蔵）・卷二十（宮内庁書陵部蔵）以外の卷の発見が渴望された。金子は卷十四の複製本刊行にあたり、「卷十四・卷二十以外で、同筆の卷々が存するか否かを、広く有識の方々に打診する意味もある」と述べた。しかし、長年の探索にもかかわらず、ついに素眼本の他巻は見出されなかった。いっぽう、素眼筆と伝えられる古筆切の存在が報告されるようになり、この二巻と筆跡同じものも混じっている。但し、なにごと恣意的に切られた断簡であり、行数・法量はまちまちで、かつ素眼の筆跡にも数種あるようで、素眼本との同定には至っていない。古筆切が存在する以上、もはや他の巻は現存しないと見る向きもあった。

ところが、最近、素眼本卷十五が新たに出現し、本塾図書館に所蔵されることとなった。金子も言及しておらず、従来の経路も不明であるが、卷十四・二十と僚巻をなすことは疑いを容れない。本稿で詳しく紹介し、さらに菟玖波集の本文の問題を検討したい。

なお、句番号は、日本古典全書、およびこれを踏襲した『菟玖波集の研究』のそれによる。

二、新出の素眼本卷十五の紹介——素眼本の原形態について

それではこの卷十五について、書誌を記した上で、伝来、本文の性格、原装訂などの基礎的な事項を述べる。

函架番号、一三二X@二一一@一。装訂は改装卷子本（後述）。一軸。〔南北朝期〕写、伝素眼法師筆。全文一筆。樺色地に藍青・萌黄・梔子・深緋などで繁菱文を浮き織りにした緞子表紙（二四・六×二〇・〇）を後補する。見返しは金銀箔散らし。外題はなく、内題は首に「菟玖波集卷第十五／雑連哥四」と墨書。後補塗木軸（軸高二五・八）、全体の法量は二四・六×四七八・〇。料紙はおよそ幅一六cm内外の斐紙二五紙を継ぎ、裏打する。字高、約二二・〇。遊紙一枚を後補、そこに次のような、古筆了仲（古筆別家五世、一八二〇〜九二）による明治期と思われる加証奥書がある。

四條道場

金蓮寺素眼法師真蹟也

了佐三男

古筆了雪箱書付

則同人之家藏

了佐十四代

古筆了仲（朱方印、印文「筆跡／關」）

これによると古筆家の祖、了佐の三男であった了雪（一六一二〜七五）の所持本であったという。たしかに木箱の蓋に「素眼法師 了雪」と墨書がある。なお、箱底には正筆書とおぼしき紙片（一六・八×四・六）があり、「筆札之通正筆」代金三両貳歩」、包紙に「筑波集巻物了雪代付之氣内」とある。極札はない。いまのところ了仲以後の伝来は不明であるが、虫損などはほとんどなく、保存は良好である。

さて、現在の装訂は卷子装であるが、もとは列帖装であった。（註）冊子を一丁づつ切り離し、相剥ぎして表裏を分離し、順に続いたものである（これは巻十四・二十でも同じである）。料紙は薄い斐紙であるので、冊子であった時の丁の裏面の文字が反転して見える箇所がある。そして巻十四には末尾に古筆家畠山牛庵による貞享三年（一六八六）三月の加証奥書がある。素眼本が分断され、一卷ずつ卷子本に改装されたのは、およそ江戸前期と見てよいであろう。

巻十五は、すべて九七句を収める。第一二紙までは一〇行書きであるが（一四三二〜一四七二作者）、第一三紙以後は一三行書きとなっている（一四七二付句〜一五二九）。これは料紙の不足することを察知し、そこから詰めて書いたものである。あらかじめ折の紙数が定まっている列帖装だからこそであろう。なお、第三紙と第四紙との間に欠脱がある（一四四四付句から一四四九作者まで）。それは二紙分（二〇行）、原装では一丁に相当する。

この巻十五が出現したことで、素眼本の原態がどのようなものであったかを推定してみたい。これまで、巻十四は一〇行、巻二十は一三行であるので、ともに素眼筆であることまでは断定できなかつたが（素眼は何度か写したことであろう）、しかし、巻十五の途中で行数が変わったのであれば、不審も解消される。そして原装が冊子であつた

とすれば、全部で二帖ないし四帖であったと思われる。紙数が多いので、列帖装ではおそらく四帖に分けたであろう。巻十四と十五から推定するに、平均して一帖六〇丁ほどになる。現存写本でも四冊本の形を取るものが最も多い。そのうちで比較的古体をとどめると思われる写本では、全二〇巻の配分はつぎのようになる。連歌集は勅撰和歌集と異なり雑部の比重が重いため、後半は巻十二から始まることになる。

一	卷一〜六	春上下・夏・秋上下・冬			
二	卷七〜十一	神祇・釈教・恋上〜恋下			
三	卷十二〜十六	雜一〜五	□ (12)	□	14
四	卷十七〜二十	羈旅・賀・雜体・発句	(18)	□	15
			(19)	□	20

アラビア数字で示したのは素眼本の巻の現存状況である。素眼筆と鑑定される古筆切で、巻十五以前は一紙(二四・五×一六・〇内外)一〇行、十六以降では一三行のものが僚巻となるはずで、その種の断簡が確認される巻は()で括った。現在まで巻十一以前の古筆切が一葉も見出されないのは、素眼本が分割された時、第一帖・第二帖(二帖仕立てとすれば第一帖)がすでに埋滅していたからであろうと思われる。古筆切が確認される巻十二・十八・十九の運命については言を俟たない。逆に、巻十三・十六・十七は、完本が出現する可能性が僅かだが残されている。

菟玖波集の雑部は五巻に亘る。連歌はさまざまな題材を取り上げるので、雑部の内容もおのずと豊富となる。菟玖波集の排列は、勅撰和歌集と同様で、同一のテーマ、あるいは同一の題材を詠んだ句を集めて句群を作るようにし、句と句の間、あるいは句群と句群の間でも自然と推移するように工夫する。排列の方法はなお検討の余地があるが、巻十五・雑四は述懐の句、すなわち老齢、遁世、隠棲、懐旧、無常などを詠んだ句を集めている。とくに遁世への願望、あるいは遁世した後悔を詠んだ句が目立つ。時代背景ともあいまって、集の特色の一つとなるであろう。

この素眼本が古態をとどめることは、連歌集としての書式にも窺われる。すでに岩下紀之氏の研究があるが、詞書が備わる場合でも、たいていの写本では前句は詞書から改行して（つまり付句と対する形で）記している。ところが素眼本の巻十四では、前句は詞書のなかに包摂されるという（巻二十は発句なので考慮の外に置く）。これは巻十五でもまったく同じで、たとえば巻頭・一四三二を、上段素眼本、下段渡辺本はそれぞれ

二品法親王家月次連哥に、そのおも

かけや猶もそふらん

導誉法師

たらちねの別し程に身は老て

二品法親王家月次連哥に

その佛や猶もそふらん

導誉法師

たらちねのわかれし程に身は老て

とし、他も例外はない。素眼本は、前句をいわば歌題と見ているからであり、菟玖波集を勅撰和歌集と同じとする意識の現れである。このように素眼本の形態は現在のところ撰者の意図を最もよくとどめているのである。

三、第一類本における素眼本の位置

素眼本は、金子の分類では、第一類本の祖本と位置付けられた。金子の作成した「菟玖波集諸本主要誤脱対照表」¹³では、二本以上に共通する詞書・句・作者などの誤脱一〇〇箇所を列举、第一類本は最も少なく、とくに素眼本ではほぼ誤脱がないことを明らかにした。ついで金子は、素眼本の存する巻十四・二十について特に「菟玖波集巻十四巻二十諸本本文主要異同表」¹⁴を作成、二四九箇所の本文の異同を検討した。ここでも第一類本の本文が最も正しく、そして素眼本が第一類本と最も顕著な一致率を示し、第二類以下の諸本とは有意な差が認められるとした。

そこで、巻十五についても、諸本と素眼本の本文との一致度を確認しておきたい。

まず、「菟玖波集諸本主要誤脱対照表」は、巻十五では一〇箇所を挙げる。うち、失われた料紙に含まれる一箇所を除けば、素眼本にはまったく欠点がないと分かる。

注意すべきは巻軸である。素眼本と流布本（引用は第二類本内種の岩瀬文庫蔵種彦本による）をそれぞれ示すと、

かきりある春の日かすのくれ行を

前大納言経継

老せぬ門にいかていらまし（二五二九）

かきりある春の日数の暮行を

前大納言経綱

老せぬ門にいかていらまし（二五二九）

名におひて面かはりせぬときは山

南仏法師

たれかいはやにすみはしめけん（二五三〇）

思ひてもなし老のしるしに

権少僧都長驗

うき事は物忘れする心なれ（二五三一）

となる。そして一五三〇と一五三二は、巻十六・雑五の一六一三の次にも重出している。金子は、題材と排列を検討した上で、両句は巻十六にあるのが正しく、巻十五は一五二九で終わっていたはずだとした。ただ、第一類の広大本・渡辺本でも、この二句が重出していた。金子は、それは流布本と校合して補入したのではないかと推測した。

今回出現した素眼本巻十五は、たしかにこの両句を持たず、一五二九で終わっているのである（料紙に一行分の余白があり、もともとあった句を切断・除去した疑いはない）。なお作者も素眼本のように「経継」とするのが正しい。

ところで、素眼本巻十五は、第四紙と第五紙との間、二紙分を欠く（仮に第(5)紙・第(6)紙とする）。ただ、原装は列帖装

であり、第一紙は原冊子の第二丁裏面に当たり、第二紙・第三紙は同様に第二丁の表面・裏面に相当する（文字の裏映りで証し得る）。現在の紙数をアラビア数字で、原冊子の丁変わりは / で示し、失われた紙は（ ）に入れると、対応は、

1 / 2・3 / 4・(5) / (6)・5 / 6・7 / … / 24・25 /

となる。失われた(5)は第四紙の、同じく失われた(6)は第五紙の、それぞれ反対面にあった。そして、第四紙の書影の画像反転と目視によって、失われた(5)の、字形をいくつか確認できるのである。そこで失われた(5)の計一〇行の字配りを第4紙の終わり二行とともに掲げた。推定される字句を第一類本によって補い で囲んでみた。

しのふの衣名にやたちなん

藤原則俊朝臣

「第4紙

すみなれしこれも昔の故郷にといふ句に

前大納言為家

すかたの水や思ひ出らん

(一四四四)

前中納言定家の家に三輪の杉うつし

うへけるのこり侍を見て 浄心法師

うつしける三輪の杉をいまぞみる

と申侍けるに

紀宗基

むかしをのこすやとのしるしに

(一四四五)

ところで、一四四四は三句続きで、為家の付句には異同がある。第一類本の広大本・渡辺本では「なみたの水」、第二類本では「すかたの水」、第三類本では「すみたの水」と、劃然と分かれる。「すみたの水」は措くとして、「涙の水」と「姿の水」、どちらに就くべきか。料紙を素眼本が欠くことは痛恨事であったものの、この箇所は「すかたの水」であったと考えられる⁽¹⁵⁾。なお、他本への校合による限りでは、第一類本のうち名古屋市立図書館蔵本は「なみたの水」とし、里村昌逸本は「すかたの水」であつたらしい。完全に断言はできないが、句意の変化する重要な異同において、素眼本が、第一類本の広大本・渡辺本と一致せず、かえつて第二類本と一致することがあるのは注意すべきである。

素眼本の価値は、単にその本文だけではなく、いわばこれを模範解答として、錯綜する諸本の関係、あるいは優劣をある程度定められる点にある。それは、第一類本の諸本について、まず考えるべきことである。より素眼本に近かつたらしい名古屋市立図書館蔵本・里村昌逸本が失われて他本校合の形でしか知られない現在、やはり広大本と渡辺本に拠るしかない。素眼本と比較する材料が多ければ多いほど、両本の本文の性格が明らかとなり、校訂の方針に資することになる。素眼本巻十五を規準として、両者の本文を改めて比較してみたい。

四、急雨亭文庫本（渡辺本）について

両者はともに書写奥書などを持たないが、本文は同一の親本から出たと言われるほど近い関係にある。上述、金子の「菟玖波集卷十四卷二十諸本本文主要異同表」によれば、巻十四・二十では、素眼本に対し、広大本は八七%、渡辺本は八九%の一致度を示している。僅差といふべきなのだが、渡辺本がやや優る。ただ、渡辺本は巻一・二・十六・十八に計四分、約四〇句の脱落があり、広大本（もちろんこちらにも独自の脱落箇所はあるが、少なくとも丁に亘る欠落はない）が広く利用されてきた。いっぽう、渡辺本に直接就いて、言及したり引用した研究は、その後管見に入らなかつた。

渡辺本の所蔵者は、金子によれば、渡邊功氏（二八九〇～一九七六）であった。その後、令息研氏が、伝来の典籍文書を取める急雨亭文庫を設立した。急雨亭文庫の蔵書は、現在、大分県立歴史博物館に寄託されている。この度、関係者各位の御許可をいただき、詳しく渡辺本を調査することができた。改めて、渡辺本の書誌について記す。

急雨亭文庫蔵。れ・四五。袋綴一冊。（江戸後期）写、里村玄碩（渡辺綱峰）筆。改装梔子色布目地表紙（一六・〇×二三・〇）、外題は左肩に内曇題簽を貼り、「菟玖波集 全」と墨書。目録題「菟玖波集 第一」、序題「菟玖波集序」、内題「菟玖波集卷第一（〜廿）」。料紙は楮紙。墨付二六二丁。遊紙は前後各一枚。字高一・五。奥書・識語などはなし。上述のように、卷一・二・十六・十八に各一丁を脱するほか、卷十九に錯簡があり、二三八丁・二四〇丁・二四一丁・二三九丁の順に綴じられている。

金子は二冊とするが、これはなんらかの誤りで、もともと一冊であったようである。

研氏のまとめた「渡邊家略譜」⁽¹⁶⁾によれば、同家は源姓、もとは波多氏、戦国期の光が大友氏に属してから渡辺の家名を名乗り、豊前国宇佐四日市（現大分県宇佐市）に居住した名族である。八代綱昌より商業を営み萬屋と号した。文雅の志すこぶる厚く、しばしば上方江戸の文人と交流を重ねた。とくに俳諧に熱心であった。十一代当主、綱峰（一七六二～一八二一）が里村北家の養子となり、玄碩を名乗った。柳営連歌に列する名譽も得ている。渡辺本も正確な書写年代は不明であるが、その筆にかかると推定されている。綱峰は冷泉為村の門弟でもあった。急雨亭は綱峰が四日市東別院の南方に営んだ三層の樓で、名称は藤原定家の時雨亭に因んだものである。そのためか、渡辺本は一種の定家様で書写されている。

そこで、卷十五について、渡辺本と広大本との異同を、表記（漢字・仮名の別、活用語尾の有無、仮名遣い）まで含めて数えみると、一七〇箇所⁽¹⁷⁾にのぼる。これを素眼本に校すると、①渡辺本と一致⁽¹⁸⁾八三箇所（四九%）、②広大本と一致⁽¹⁹⁾五二箇所（三〇%）、③両本と一致せず⁽²⁰⁾二三箇所（一四%）、④素眼本の欠落⁽²¹⁾一二箇所（七%）、という結果になる。ともに江戸後期の書写であるし、そもそも連歌俳諧関係の写本は自由で特殊な文字遣いをするから、親本表記を保存するような書写意識があったかは疑問で、参考程度の数値であるが、それでも渡辺本が表記面でも古い形態をとどめることは窺える。広

大本は独自の表記をすることも少なくない。

ついで、これに渡辺本・広大本と素眼本との異同をも加えて、句意に差異の生ずる箇所を上下に掲げて、分析したい(傍点は私に加えた)。↓より下が異文である。(2)(3)も異文は(欠落する一四四五作者を除き)素眼本の本文に一致する。

(1) 渡辺本・広大本が素眼本に対してともに誤りと思われる箇所。

一四五一前句、「身をかくしたる岩や戸の内」↓「いはやとのうち」。

一四六二付句、「雨となり雲と成てやまかふらん」↓「まよふらん」。

一四七四付句、「むかしみし人はなくや去ぬらん」↓「なかはや」。

一四八三付句、「今までもわかるゝへきは先たちて」↓「わかゝるへきは」。

一四九三前句、「なへてすむさへうき世成けり」↓「たへて」。

(2) 渡辺本に対して広大本が正しいと思われる箇所。

一四八三作者、「千仏法師」↓「十仏法師」。

一五一五作者、「南仏」↓「南仏法師」。

(3) 広大本に対して渡辺本が正しいと思われる箇所。

一四四五詞書、「前大納言定家」↓「前中納言定家」。

一四五五作者、「法眼良」↓「法眼良澄」。

一四九五前句、「あるかひもなくまよふらん」↓「門文やあるかひもなく」。

一五〇二前句、「朝夕ながら野へのゆふ霜」↓「朝露」。

一五〇九前句、「我をわけてや月はかすみし」↓「袖を」。

一五一四付句、「山にとる薪を老のうき身て」↓「うき身にて」。

(4) 渡辺本・広大本と素眼本とで、優劣決めかねる箇所。

一四三七前句、「かへりても又うき涙」↓「かへりてもうき涙哉」。

一四七五前句、「おもへはこれぞ」↓「おもへはこれは」

一五〇九付句、「身のうきは春の心も秋なるに」↓「ものうきは」。

※「心」とを対照させているので、ここは「身」が正しいとも思われる。

(4) 以外は、やはり素眼本が優れていることが改めて確認される。

ところで、これらの異同は、これまでまず信用すべき善本とされて来た、第一類諸本の欠点であると言える。多い数ではないが、さりとて無視はできない。ここに限っては、第二類本の本文もほとんどは素眼本と一致している。実はこれも金子がすでに「第二第三類の諸本には、しばしば第一類諸本の誤りを正すものがある。これら諸本との比較は常に顧みられる必要がある」との指摘をしていたのである。素眼本を欠く巻で、本文の不審を広大本・渡辺本だけで校訂しようとすることの危険を明らかにする（とはいえ流布本の、広大本・渡辺本に対する誤脱は極めて多いから、流布本の優位を示すものではない）。そして(3)の例からしても、広大本のみに依存せず、渡辺本の本文を重視しなくてはならないことも分かる。ところで、(3)の一四九五の例は興味深いので、取り上げてみたい。上下それぞれ渡辺本・広大本により再掲する。

門文やあるかひもなくまよふらん

崇世法師

身をすて人にもとの名もなし

あるかひもなくまよふらん

崇世法師

身をすて人にもとの名もなし

広大本は前句の上五「門文や」を空白としていた。これは親本の欠損ではなく、意を解せなかったため、広大本の書写者がそのように処理したらしい。実は福井久蔵も、日本古典全書の頭注で、「門文は誤写か。読文となつてゐるのもある。あ

るいは石文の誤りか」などとしている。しかし、渡辺本は明瞭に「門文や」とし、素眼本によって疑わなくてよくなった。「門文(かどぶみ)」とは、門の面する通名やおよその位置、門の形状などを記し、住居の所在を示した文書らしい。主要な国語辞書には立項されていないが、室町期にはいくつか用例がある。例えば、正徹の和歌である。

しるへする人の門ふみ、ひらき見て又をしたてはかひやなからむ

(草根集・九・七二七六、宝徳三年十二月十四日、「尋恋」)

思う人の屋敷を、「門ぶみ」を披き見ながら訪ねていったが、「おしたつ」つまり、門扉を閉められてしまつては甲斐がない、といった意味であろう。「しるべする人」とは、相手との間を取り次ぐ中媒である。当時の洛中では、似たような構えの屋敷が立ち並び、かつ表札などはないはずだから、たとえ白昼であつても、門の特徴こそが指標となつていたのである。まして夜に訪ねていくと、いっそうよく分からない。よつて、この「門ぶみ」とは、門の形状・特徴を記して住居を特定させる文書と解されるわけである。

有名な室町物語の物くさ太郎にも用例とおぼしきものがある。上洛した太郎が、ある女房に言い寄るが、女房は「恋しくばたづねてきませわが宿はからたけうばうむらさきのさつと」と詠み、姿を消す。太郎は必死に屋敷を探す。

「さてもいづかたへかゆきつらん」と、ばうせんとあきれいたりけり、ありつるうたをあんずるに、からたけうばうむらさきのあるかど、ござんあれば、たづねてみばやとおもひて申やう、「いなかの物にて候、かど文を忘れて候、さりながら竹うばうむらさきのあるかどこそ候つる、それはいかやうのかど、いづくにて候ぞ」とふ。⁽¹⁸⁾

太郎は「かど文」を忘れた風を装つて、女房の歌の「唐竹うばう紫の門」のある屋敷の所在を、人に尋ねている。逆に言えば、その「かど文」があれば、目当ての屋敷に辿り着けるのである。「門文」の意が確認されると共に、いわば入構証の役割も兼ねていたとも推定される。出入りを許した者だけに、屋敷の所在を教えるはずだからである。⁽¹⁹⁾

これよつて、一四九五の句意は、「門文を持つている甲斐もなく、迷うのであろうか。身を捨てた人は、かつての名はないのである」となる。つまり、訪問した相手はすでに遁世し、法名を称するから、在俗時の「誰それ殿の屋敷」という

門文があつても、役に立たないのである。

何気ない言葉であるが、当時の生活や風習に取材するのも、連歌の興味深いところである。菟玖波集にはこうした語彙がかなり豊富に見えるが、その分、後世には意味が分からなくなってしまい、誤写され、いつそう不分明となったケースが多い。広大本はそうしたものを警戒しているが、行き過ぎの傾向もある。たしかに欠落がない点では、全体の本文を提示するのにまずは広大本を用いることは穏当であるが、しかし、句の解釈となれば、他本の本文を参照することが絶対に必要である。今後はもっと渡辺本を重視すべきであろうと思われる。

五、おわりに

新たに出現した素眼本巻十五について紹介し、その価値を述べるとともに、素眼本系統の本文をより忠実に伝える完本として、渡辺本に改めて着目し考察した。現在、菟玖波集の全体にわたる、新たな校注テキストの刊行を準備しており、そこで活用したいと思う。

素眼本の全貌は依然として深い霧に包まれている。しかし、それを明らかにすることは、同時に菟玖波集の本質に迫る捷徑でもある。たとえ一部でも出現すれば、その価値は絶大なものがある。新たな本文の提供によって、菟玖波集への関心が高まり、ひいては連歌文芸とその周辺の研究が進展することを願うものである。

附記 急雨亭文庫主渡辺洋子氏、大分県立歴史博物館村上博秋氏、慶應義塾大学三田メディアセンターには、典籍の調査・撮影の御許可をいただき、かつさまざま御配慮を賜った。記して深謝申し上げる。本稿は科学研究費補助金（基盤 C・21K00310）による成果の一部である。

- (1) 朝日新聞社、一九四八～五一年刊。また金子金治郎氏「古俳諧注釈―菟玖波集俳諧その一（～六）」（中世文芸32～34、37、41、50前集、一九六五年七月、六五年十一月、六六年三月、六七年三月、六八年七月、七二年六月）は卷十九のうち「誹諧連歌」を対象とする。なお、日本古典文学大系『連歌集』（岩波書店、一九六〇年）は、有名作家の句の抜萃である。
- (2) 風間書房、一九六五年。
- (3) 拙稿「菟玖波集前後―後光厳天皇と二条良基」（日本歴史856、二〇一九年八月）、「小槻量実とその句集―横山重旧蔵連歌資料の一」（上方文藝研究18・19、二〇二二年三月）。
- (4) 早稲田大学出版部、一九三六～四二年。
- (5) 注(2)前掲金子著、第二編第二章「菟玖波集の伝本」、三〇三～四頁。
- (6) 影印も連歌貴重文献集成別巻一（勉誠社、一九七八年）に収録された。
- (7) 現在も本文は広大本ないし『菟玖波集の研究』から引用されることが多い。山根清隆編『菟玖波集総索引』（風間書房、一九八三年）、「連歌大観」第1巻（古典ライブラリー）など。
- (8) 『菟玖波集 卷十四 横山重旧蔵伝素眼筆』（貴重本刊行会、一九八七年）「解説」（金子執筆）。
- (9) その後に見出された古写本として、宮内庁書陵部蔵本（存卷十七・十九、二軸、五〇三・二二三）がある。やはり素眼筆とされるが、明らかに異筆であり、書写年代もやや降る。金子は注(6)前掲編著の「解説」で、すでに誤写や誤脱が生じており、「卷十四・卷二十（注・素眼本）の本文のような信頼感はない」と断ずる。また、天理図書館蔵綿屋文庫本（伝二条為道筆、列帖装、れ二、一―一七）がある。卷四（二九三～三〇六、三五六～三六六）、五（三九一～三九六、四〇三～四二四、四五三～四六〇）、六（四七九～四八五、五〇三～五三七、五五五～五六〇）の以上計一〇九句を存する、連続しない、きれぎれの断簡である。他に古写本のない四季部の巻であり、かつ書写年代もかなり古いのが、やはり本文には誤写誤脱が多い。
- (10) 岩下紀之『連歌史の諸相』（汲古書院、一九九七年）「陽明文庫本『大手鑑』に押された連歌資料二点について」「徳川黎明会叢書」所収の古筆手鑑にある連歌切について（初出一九八四、一九九一年）、小林強『古筆切研究 第一集』（思文閣出版、二〇〇〇年）、岩下紀之監修・日比野浩信ほか編『連歌断簡資料集』（和泉書院、二〇二一年）などで紹介考察される。素眼本（伝素眼本も含めて）菟玖波集の断簡の集成は課題であるが、別の機会に行いたい。

(11) 冊子本であるので、素眼本を奏覧本そのものと見ることはできない。奏覧本は准勅撰宣下に際して製作されたと見られる。あるいは素眼本は奏覧本の手控えのような位置にあったか。佐々木孝浩『日本古典書誌学論』（笠間書院、二〇一六年）第二編「卷子装と歌書・連歌書」参照。

(12) 注(10)前掲岩下著、「連歌集における詞書の書式」（初出一九八〇年）参照。

(13) 注(2)前掲金子著、第二編第二章「菟玖波集の伝本」、二九二～九七頁。

(14) 注(2)前掲金子著、第二編第二章「菟玖波集の伝本」、三四九～六一頁。

(15) 則後の前句は「これも昔住んでなじんだ故郷で」というもの。すなわち、この場合の「ふるさと」とは、伊勢物語の深草の里の如く、かつて女と住んでいて、久しぶりに訪ねた旧居のことであろう。為家の付句は、各地に残る「姿見の池（井）」のごとき伝承に取材したものか。その骨子は、相手のことを思うと、姿が近くの水面に映る、というもの。句意は、故郷に残した女は「姿の水」を思い出すであろう（自分のことを思い遣るであろう）、となる。なお、新後拾遺集・離別・八六一・為道に「あづまの方に下り侍りけるに、賀茂のあたりみせきといふ所に住み侍りける女のもとへよみてつかはしける／忘れずはみせきの水に影を見よ思ふ心はそれにこそすめ」という歌があり、参考になるか（為道は為家曾孫）。

(16) 急雨亭文庫編『豊前四日市萬屋渡邊家 急雨亭文庫目録 附 渡邊家略譜』（渡邊研、二〇〇九年）参照。

(17) 注(2)前掲金子著、第二編第二章「菟玖波集の伝本」、三四七頁。

(18) 引用は、信多純一編『古本物くさ太郎』（松蔭国文資料叢刊4、一九七六年）による。本文異同は大きい。が、「門文」については諸本同じ。なお、小学館新古典文学全集『室町物語草子集』は刊本（おたかの本し物くさ太郎）を底本として「門ふみ忘れて候ふが」とする。頭注に「家を訪ねあぐねておりますが」とするので、「門踏み忘れて」と解したか。

(19) 類聚三代格卷八・調庸事に引く寛平八年（八九六）閏正月一日の太政官符は、「応令先進門文、檢納調庸并例進雜物事」として、以下のように糾弾する。国の調庸を綱丁が京都に上納するの、その種類と数を載せた「門文」を現物に附属させ、上納先の官衙で、この「門文」に従って内容を確認するが、近年、綱丁が「門文」を出さず、解を偽造して品物をくすねる、と。『國史大辞典』では、この古代の用例を受けて、「門文」を立項し、諸国が調庸などの物品を京に送る場合、その種類と数量を記載した簿、と説明する。したがって、中世の「門文」とは異なるが、原義としてはともに、訪問先の門前で提示するので、「門文」と称したものではないか。なお、ものくさ太郎でも、太郎は田舎から上洛した者に扮していたが、これも地方から京都の領主に品物を上納するときに「門文」が用いられたとすれば、さらに分かり易くなる。